

中国製革靴に対するEUのAD措置事件 (DS405)

(申立国：中国 / 被申立国：EU)

(パネル報告 WT/DS405/R、配布日：2011年10月28日)

水島 朋則 (名古屋大学)

I 事実の概要

(I-A) 争われたEUの措置

(1) AD 基本規則 [Council Regulation (EC) No 384/96; No 1225/2009] (paras 7.63-7.66)

中国等の非市場経済国である WTO 加盟国からの輸入の場合

(i) 生産者／輸出者が**市場経済条件を充たせば**、市場経済国の生産者／輸出者と同じようにその正常価額 (X) を決定し、その輸出価格 (Y) に基づいて個別の AD 税率が適用される。

【X-Y】 市場経済待遇

(ii) 生産者／輸出者が**市場経済条件を充たさなければ**、他の方法 (類似第三国における価額等) に基づいて正常価額 (X₁) を決定する。

(ii-a) 生産者／輸出者が**個別待遇の 5 基準を充たせば**、その輸出価格 (Y) に基づいて個別の AD 税率が適用される。

【X₁-Y】 [非市場経済] 個別待遇

(ii-b) 生産者／輸出者が**個別待遇の 5 基準を充たさなければ**、国単位の単一 AD 税率が適用される。

(ii-b-1) 非個別待遇生産者／輸出者の協力度が高ければ (=非個別待遇輸出者が輸出のほぼ 100%を占める)、加重平均に基づいて輸出価格 (Y₁) を算出する。

【X₁-Y₁】 [非市場経済] 非個別待遇 (加重平均基準)

(ii-b-2) 非個別待遇生産者／輸出者の協力度が低ければ、諸事実を考慮して輸出価格 (Y₂) を算出する。

【X₁-Y₂】 [非市場経済] 非個別待遇 (諸事実考慮)

(2) レビュー規則 [Council Implementing Regulation (EU) No 1294/2009]

サンプリングによるレビューについて、協力的な中国の 58 生産者のうち 7 生産者（そのうち 1 生産者 Golden Step は初回調査で市場経済待遇が与えられている）をサンプルとして抽出し、類似の第三国としてブラジルを選び、加重平均の比較に基づく [国単位で単一の] ダンピング・マージンを算出し、サンプル対象外の生産者にも適用する（Golden Step のダンピング・マージンはその輸出価格に基づいて算出）（7.117）。

(3) 確定規則 [Council Regulation (EC) No 1472/2006]

初回調査では、協力的な中国の 163 生産者のうち 13 生産者をサンプルとして抽出する（当初は大手 4 生産者であったが、中国当局の主張を受け入れて追加）（7.124）。サンプル対象の全生産者が市場経済待遇・個別待遇を申請するが、認められず（Golden Step については、その後の変化を理由に市場経済待遇を後に与える）（7.125）。正常価額を決定するための類似の第三国としてブラジルを選ぶ（7.126）。加重平均の比較に基づく [国単位で単一の] ダンピング・マージンを算出し、サンプル対象外の生産者にも適用する（Golden Step のダンピング・マージンはその輸出価格に基づいて算出する）（7.127）。

(I-B) 違反が申し立てられた規定

(1) AD 基本規則について

AD 協定 6.10 条、9.2 条、9.3 条、9.4 条等、GATT 1 条 1、10 条 3(a)、WTO 協定 16 条 4

(2) レビュー規則について

AD 協定 2.1 条、3.1 条、17.6 条(i)等、GATT 6 条 1

(3) 確定規則について

AD 協定 2.2.2 条、17.6 条(i)等、GATT 6 条 1、中国の加盟議定書 15 条(a)(ii)、中国の加盟に関する作業部会報告 para 151(e)、(f)

(I-C) 手続の時系列

2010 年 2 月 4 日 中国による協議要請
4 月 8 日 中国によるパネル設置要請
5 月 18 日 パネル設置決定
7 月 22 日 EU が先決的判断を要請

(EU—中国製ファスナーAD 事件)

2011 年度報告書（小林委員）参照

9 月 29 日 当事国へのパネル報告配布

2011年 3月31日	(本事件のAD措置終了)	12月3日	パネル報告配布
5月13日	暫定報告の配布	7月15日	上級委員会報告配布
7月27日	当事国への最終報告の配布	7月28日	DSBが報告を採択
10月28日	パネル報告配布	8月18日	EUが勧告の実施意思通告
2012年		1月19日	実施期限(10月12日)合意
2月22日	DSBがパネル報告を採択		
3月23日	EUが勧告の実施意思通告		
5月23日	実施期限(10月12日)合意		
6月13日	EUがAD基本規則の改正(Regulation(EU)No 765/2012)を採択 (9月3日公布(2012 OJ L 237)、9月6日発効)		
10月25日	DSU 21条・22条手続に合意	10月23日	EUの実施通告に中国が異議
12月17日	EUの実施通告に中国が異議	10月25日	DSU 21条・22条手続に合意

II パネル報告の要旨

(II-A) イントロダクション (paras 7.1-7.2)

(II-B) 審査基準・条約解釈・証明責任に関する規則 (paras 7.3-7.11)

(II-C) EUによる先決的判断要請 (paras 7.12-7.61)

EUは、先決的判断を求め、①AD基本規則9条5に対する中国の「それ自体」の主張がDSU 6.2条等の要件を充たしていない、②AD協定17.6条(i)に基づく中国の主張がDSU 6.2条の要件を充たしていない、③(a)中国の主張の一部が、パネル設置要請において十分に明確に明示されていないため付託事項の範囲外である、③(b)中国の主張の一部について、協議が行われていないため付託事項の範囲外であると主張しており、実体的な主張について検討する前に、これらについて扱う(7.12)。問題は、パネル設置要請が「申立ての法的根拠についての簡潔な要約(問題を明確に提示するために十分なもの)」(DSU 6.2条)を含んでいるかどうかである(7.14)。

(1) AD 基本規則 9 条 5 に対する中国の「それ自体」の主張 (paras 7.16-7.24)

EU—中国製ファスナーAD 事件（以下、ファスナー事件）でも付託事項の範囲に関して同様の問題が提起されているが、そのパネル報告と異なる結論を採用すべき理由が、EU の議論には見当たらない (7.21)。

AD 協定 6.10 条、9.3 条、9.4 条に基づく中国の主張：ファスナー事件のパネル報告では、AD 基本規則 9 条 5 が AD 税の賦課に限定されているのか、それともダンピング・マージンの計算や AD 税額の決定にも関連するののかという問題は、先決的抗弁の脈絡においてではなく、実体問題の一部として扱わなければならないと判断された (7.22)。本事件でも同様に、この点に関する EU の要請を斥け、これらの主張は付託事項の範囲内であると結論する (7.23)。

GATT 10 条 3(a)に基づく中国の主張：DSU 6.2 条の目的で重要なことは、被申立国が主張の性質を理解し、抗弁の準備を開始できるように、申立国の主張がパネル設置要請において十分に明確に述べられているかどうかであり、その主張が法的に意味をなすかどうかは当事国の論証や証拠に基づいて紛争解決手続の中でパネルが検討すべきものである (7.24)。中国のパネル設置要請は AD 基本規則 9 条 5 に関して GATT 10 条 3(a)に基づく主張を明確に明示しており、付託事項の範囲内であり、EU の先決的判断の要請を斥ける (7.24)。

(2) AD 協定 17.6 条(i)に基づく中国の主張 (paras 7.25-7.44)

AD 協定 17.6 条(i)はパネルに対して義務を課すものであり、AD 調査を行う WTO 加盟国の当局に対して義務を課すものではなく、AD 協定違反の主張の独立した法的根拠とはなり得ない (7.37)。中国が AD 協定 17.6 条違反を主張するものはすべて斥ける (7.44)。

(3) レビュー規則と確定規則に対する中国の主張 (paras 7.45-7.61)

(3-a) 特定性の欠如 (paras 7.45-7.50)

AD 協定 3.5 条違反と 12.2.2 条違反のいずれの主張についても、中国のパネル設置要請は極めて大雑把に書かれており、より明確に書くことができたであろうが、中国の最初の意見書はその主張をより明確に提示しており、それに鑑みれば、パネル設置要請において何が問題とされているのかの要点を EU に知らせるのに加えて十分であり、これらの主張は付託事項の範囲内である (7.50)。

(3-b) 協議の欠如 (paras 7.51-7.61)

EU は、協議要請では言及されていない AD 協定 9.1 条をパネル設置要請に含めたことよって中国は主張の性格を根本的に変えたと主張する (7.52)。協議要請に関わる DSU 4 条、AD 協定 17 条は、いずれも、加盟国が協議要請では明示していない主張をパネル設置要請

で明示することを妨げてはいない (7.56)。DSU 6.2 条は、協議が行われたどうかをパネル設置要請で述べるように求めているが、協議要請の範囲が後のパネル設置要請の範囲をも決めるとは言っておらず、また、AD 協定 17.4 条は、「問題 (the matter)」を DSB に付託することができるように定めているが、協議の範囲がその「問題」を決めるとは言っていない (7.56)。先例に照らしても (7.57-7.60)、協議要請とパネル設置要請が (特定の措置あるいは申立ての法的根拠に関して) 正確に一致している必要はなく、両者が同じ問題に関わる限りで、協議要請で特に明示していない主張であっても、パネル設置要請で適切に明示され、付託事項の範囲内となり得るので、レッサー・デューティー決定の脈絡での利潤幅の計算に関する中国の主張は付託事項の範囲内である (7.61)。

(II-D) AD 基本規則に関する主張 (paras 7.62-7.112)

(1) AD 基本規則の関連規定 (paras 7.63-7.66)

(2) AD 協定 6.10 条、9.2 条、9.3 条、9.4 条違反の主張 (paras 7.67-7.93)

ファスナー事件でもこれらと同じ主張が検討され、当事国もほぼ同じ論証を行い、パネル報告が配布されているが、上級委員会の決定は、本パネルが最終報告を出すまでには予定されていない (7.82)。EU は、採択されたパネル報告のみが拘束力を持ち、加盟国に正当な期待を生ぜしめるとして、ファスナー事件の上級委員会報告を待ち、それを考慮に入れた上で本パネルが暫定報告を出すことを提案する (7.82)。EU は、それを待ったとしても本事件の手續の不当な遅延をもたらすことはなく、むしろそれを待つことによって本紛争の迅速な解決に貢献することになると主張するが、中国は反対する (7.82)。未採択のパネル報告は当事国を拘束しないが、パネルがそれを考慮し、説得力ある分析・結論であればそれらを採用することは可能である (7.83)。とりわけ、ファスナー事件のように両当事国の要請で上訴手續が遅れている場合には、上級委員会の決定を待つよりも、[本パネルの手續を進めるほうが] 実効的・効率的である (7.83)。

AD 基本規則 9 条 5 は、非市場経済国の生産者／輸出者の個別のダンピング・マージンの計算を、個別待遇の基準を充たすことを条件としているため、それ自体で AD 協定 6.10 条に合致しない (7.89)。

AD 協定 9.2 条は、AD 税が課されるすべての供給者を特定することを (供給者が多数のために実行可能でないときを除き) 求めており、個別待遇の基準を充たさない限り国単位の AD 税を課す AD 基本規則 9 条 5 は、それ自体で AD 協定 9.2 条に合致しない (7.92)。

AD 協定 9.3 条、9.4 条違反の主張については、ファスナー事件と同様に、訴訟経済の考慮から判断を控える (7.93)。

(3) GATT 1 条 1 違反の主張 (paras 7.94-7.105)

市場経済国からの輸入には個別待遇が自動的に与えられるのに対し、AD 基本規則に列挙された中国等の WTO 加盟国の生産者には個別待遇が自動的に与えられず、一定の条件を充たすことを求める AD 基本規則 9 条 5 は、GATT 1 条 1 (最恵国待遇原則) に違反する (7.100)。非市場経済国からの輸入と市場経済国からの輸入に異なる待遇を与えることは、AD 協定等が認めている限りでのみ認められるが、AD 基本規則 9 条 5 のような異なる待遇を認める規定はない (7.101)。AD 協定違反がある場合にのみ GATT (特に 1 条 1) 違反があり得る (EU の主張) ことにはならず、状況によっては、AD 協定には違反しない AD 規制が GATT 1 条 1 に違反することもあり得る (7.103)。AD 基本規則 9 条 5 は GATT 1 条 1 の最恵国待遇原則に違反する (7.105)。

(4) GATT 10 条 3(a)違反の主張 (paras 7.106-7.110)

既に AD 基本規則 9 条 5 がそれ自体で AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致しないと判断している以上、そのような措置が EU によって一律の合理的な方法で実施されているかどうかを検討する理由はなく、訴訟経済の考慮から判断を控える (7.110)

(5) WTO 協定 16 条 4、AD 協定 18.4 条違反の主張 (paras 7.111-7.112)

WTO 協定 16 条 4 も AD 協定 18.4 条も WTO 加盟国が「自国の法令及び行政上の手続を[関連協定]に適合したものとすることを確保する」ことを定めており、AD 基本規則 9 条 5 が AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致していないとしていることから、EU は WTO 協定 16 条 4、AD 協定 18.4 条に違反している (7.112)。

(II-E) レビュー規則・確定規則に関する主張 (paras 7.113-7.935)

(1) イントロダクション (paras 7.113-7.129)

(2) AD 協定 6.10 条、6.10.2 条、9.2 条、9.3 条違反の主張：サンプル対象の中国の輸出生産者に対する国単位の AD 税の賦課および AD 基本規則 9 条 5 の適用 (paras 7.130-7.147)

中国は、初回調査における AD 基本規則の適用において、①サンプル対象の中国の輸出生産者に対する国単位の AD 税の賦課が、AD 協定 6.10 条、6.10.2 条、9.2 条、9.3 条に違反し、②協力的な中国の輸出者に個別ダンピング・マージンを否定することが、AD 協定 6.10 条、6.10.2 条、9.2 条に違反すると主張するが、パネルは既に AD 基本規則 9 条 5 がそれ自体で AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致していないと判断している以上、その適用が AD 協定のこれらの規定に合致するということは想定困難であり、初回調査における AD 基本規則 9 条 5 の適用は AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致していないと結論する (AD 協定 9.3 条違反の主張については、ここでも訴訟経済の考慮から判断を控える) (7.139-7.140)。

初回調査における AD 協定 6.10.2 条違反の主張において、中国が、(i) AD 基本規則 9 条 5

の適用が違反であると主張しているのか、(ii) 直接的に違反であると主張しているのか不明であるが、前者(i)だとすれば、パネルは既に AD 基本規則 9 条 5 がそれ自体で AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致しないと判断している以上、6.10.2 条違反の判断をすることが本紛争の解決にどのように貢献するのか理解しかねるので、判断を控える (7.142)。他方で、中国の主張が後者(ii)であり、AD 基本規則 17 条 3 に基づいて個別審査を求めた中国の 4 生産者の申請を EU が斥けたことによる直接の違反を主張しているのだとすれば、EU の行為は AD 協定 6.10.2 条の基準に従ったものである (7.143-7.146)。

初回調査における AD 基本規則 9 条 5 の適用は、AD 協定 6.10 条、9.2 条の義務に合致しない (9.3 条違反の主張については判断せず、6.10.2 条違反は立証されていない) (7.147)。

(3) AD 協定 11.3 条違反の主張 (paras 7.148-7.158)

中国は、AD 協定 2.1 条等の違反の結果としての 11.3 条違反を主張しており、11.3 条違反を支持する独立した議論は行っていないが、そのことのみを理由としてこの主張を斥けるべきであるとは考えない (7.155)。もっとも、AD 協定 2 条等の実体規定は 11.3 条の分析に関連し得るため、後に検討する (7.158)。

(4) ダンピング (paras 7.159-7.315)

(4-a) レビュー規則における AD 協定 2 条違反の主張の検討 (paras 7.160-7.166)

サンセットレビューでのダンピング・マージンの算出において EU が AD 協定 2 条に合致していないとパネルが判断すれば、AD 協定 11.3 条違反という結論となり、初回調査でのダンピング・マージンの算出において EU が AD 協定 2 条に合致していないとパネルが判断すれば、AD 協定 2 条違反となる (7.165)。

(4-b) 初回調査における市場経済待遇の申請の不検討: AD 協定 2.4 条、6.10.2 条、17.6 条(i)、加盟議定書 15 条(a)(ii)、作業部会報告 paras 151(e)-(f)違反の主張 (paras 7.167-7.205)

中国加盟作業部会報告 paras 151(e)-(f) : 中国の加盟議定書 1 条 2 に従って「WTO 協定の不可分の一部」とされるのは、作業部会報告の para 342 に列挙されている約束のみであるが、para 151 は列挙されていないため「WTO 協定の不可分の一部」ではなく、WTO 加盟国を法的に拘束する義務を課しておらず、WTO 紛争解決における主張の根拠とはなり得ない (7.181)。

AD 協定 2.4 条 : この規定は、サンプリングや正常価額の算出に関する条件を定めておらず、中国はそれがどのように市場経済待遇の申請を規律しているのかを示しておらず、中国の主張の法的根拠とはならない (7.189)。

中国加盟議定書 15 条(a)(ii) : この規定によれば、個別の生産者が、同種の生産物を生産する産業 (industry) において市場原理が機能していることを明確に示せなければ、WTO 加盟国

は、中国の国内価格との厳密な比較に基づかない方法を採用することが認められており、この規定は、個別の生産者について市場経済原理が機能していることを各生産者が示せるかどうかの検討を WTO 加盟国に求めるものではない（また、産業についての決定のため、サンプリングによることも認められる）（7.194）。市場経済待遇の決定を行うためにサンプリングによることが禁止されること、また、本事件におけるサンプル抽出の基準が正当化されないことを中国は立証していない（7.201）。

AD 協定 6.10.2 条：違反なし（7.202-7.204）。

初回調査においてサンプル対象外の輸出生産者が行った市場経済待遇申請について検討しなかったことにより EU が AD 協定 2.4 条、6.10.2 条、17.6 条(i)、加盟議定書 15 条(a)(ii)、作業部会報告 paras 151(e)-(f)に違反したことを中国は立証していない（7.205）。

（4-c）初回調査における中国の輸出生産者のサンプル抽出における AD 協定 6.10 条違反の主張（paras 7.206-7.226）

①特殊運動靴（Special Technology Athletic Footwear: STAF）を調査対象から除外する前にサンプルを抽出したこと、②サンプル抽出の基準として中国の生産者の国内販売量を用いたことによって、EU は合理的に調査することができる範囲で（中国からの輸出の）最大の量を検討しなかったと中国は主張する（7.214）。中国の当局および輸出者の代表が、EU の用いる基準について知らされており、また、EU が協議を経て抽出したサンプルに同意を与えていることも（決定的ではないが）関連する要素として考慮すれば（7.225）、初回調査でのダンピング決定のためのサンプル抽出において EU が AD 協定 6.10 条に違反したことを、中国は立証していない（7.226）。

（4-d）類似国：AD 協定 2.1 条、2.4 条、17.6 条(i)、GATT 6 条 1 違反の主張（paras 7.227-7.266）

中国は、AD 協定 2.1 条の「比較可能な価格」、2.4 条の「公正な比較」を手がかりとするが（7.258）、AD 協定 2.1 条は一見したところ定義規定であり（7.259）、中国が主張するように AD 協定の他の規定で義務が定められていれば主張の基礎となり得るとしても、他で義務が定められていることが示されておらず、AD 協定 2.1 条は、類似国に関する中国の主張の基礎とならない（AD 協定 17.6 条(i)に基づく中国の主張は既に斥けている）（7.260）。AD 協定 2.4 条は、比較されるべき正常価額と輸出価格が既に確定していることを前提としており（7.263）、AD 協定 2.4 条が（AD 協定 2.1 条、GATT 6 条 1 と合わせて）正常価額の決定における「公正」を求めているという中国の主張は立証されていない（7.264）。類似国選択手続および類似国の選択（ブラジル）の結果として、初回調査において AD 協定 2.1 条、2.4 条、17.6 条(i)、GATT 6 条 1 に EU が違反したこと、また、サンセットレビューにおいて AD 協定 11.3 条に違反したことを中国は立証していない（7.266）。

(4-e) PCN 方法:AD 協定 2.1 条、2.4 条、GATT 6 条 1 違反の主張 (paras 7.267-7.287)

中国は、EU が用いる PCN (Product Control Number) システムが、極めて多様な靴を 1 つの PCN カテゴリーに分類していることを問題とする (7.267)。しかしながら、AD 協定 2.4 条は、価格の比較に影響を及ぼす差異に対して、どのように「妥当な考慮」を払うべきかは示しておらず、公正な比較をするために調査当局が用いることのできる方法に関して特定の義務を課すものではない (7.281)。EU が用いた PCN 方法により、初回調査において AD 協定 2.4 条に EU が違反したこと、また、サンセットレビューにおいて AD 協定 11.3 条に違反したことを中国は立証していない (7.287)。

(4-f) SG&A および利潤の額 : AD 協定 2.2.2 条違反の主張 (paras 7.288-7.301)

ここでは、市場経済待遇を与えられた中国の生産者についての正常価額の決定が問題となる (7.288)。中国は、SG&A (administrative, selling and general) 経費および Golden Step の利潤を決定するために EU が用いた方法が AD 協定 2.2.2 条 (特に(iii)) に違反すると主張する (7.289)。AD 協定 2.2.2 条(iii)に従って「その他合理的な方法」による場合の設定利潤額の上限 (「他の輸出者又は生産者が原産国の国内市場において同一の一般的な部類に属する製品の販売に関して通常得る利潤の額」) について、仮に EU が主張するようにその算定に必要なデータが得られなかったのだとしても、だからといって AD 協定の条件に従わなくてもよいということにはならず (そもそも EU は上限を算定しようとさえしなかった)、EU が上限を決定していない以上、Golden Step の設定利潤額がそれを超えないことを確保できなかった (確保しなかった) ことは明らかである (7.300)。初回調査での Golden Step の SG&A と利潤の額の決定において、EU が AD 協定 2.2.2 条(iii)に違反したことを中国は立証しており、EU がその決定に用いた方法が「合理的」であるかどうか (中国のもう 1 つの主張) について判断する必要はない (7.301)。

(4-g) 1 足 7.50 ユーロ以上の特殊運動靴 (STAF) の検討対象産品 / 同種の産品からの除外 : AD 協定 2.6 条 (3.1 条、4.1 条) 違反の主張 (paras 7.302-7.315)

中国は、初回調査において EU が 1 足 7.50 ユーロ以上の特殊運動靴 (STAF) を検討対象産品・同種の産品から除外したことが、AD 協定 (3.1 条、4.1 条と合わせ読んだ) 2.6 条に違反すると主張する (7.302)。AD 協定 3.1 条、4.1 条と合わせ読むということの意味がパネルには分かりかねるため、中国は AD 協定 2.6 条に基づいて主張しているものと理解して検討を進める (7.308)。EU は 7.5 ユーロ以上の特殊運動靴を初回調査における検討対象産品から除外したが、これは AD 協定 2.6 条にいう同種の産品の決定ではなく、AD 協定 2.6 条は検討対象産品の範囲の決定には適用されないため、中国の主張は法的根拠を欠いている (7.312)。初回調査において EU が 1 足 7.50 ユーロ以上の特殊運動靴を検討対象産品・同種の産品から除外し、7.50 ユーロ未満のものは除外しなかったことが、AD 協定 (3.1 条、4.1 条と合わせ読んだ) 2.6 条に違反することを中国は立証していない (7.315)。

(5) 損害 (paras 7.316-7.463)

(5-a) レビュー規則における AD 協定 3 条違反の主張の検討 (paras 7.317-7.340)

初回調査とサンセットレビューは、異なる目的をもった別々の手続であり、それぞれの手続における損害に関する決定の性格は異なっている (7.329)。初回調査では「実質的な損害」の存否が AD 協定 3 条に従って決定されるのに対し、サンセットレビューでは、既に取り上げられている AD 措置の撤廃が損害の存続または再発をもたらす可能性の有無について、調査当局は新たな分析に基づいて決定しなければならない (7.329)。中国が AD 協定 11.3 条違反を立証するためには、損害の可能性についての EU の決定が、理にかなった適切な結論に達するのに十分な事実に基づいていないことを示さなければならない (7.333)。損害の存続・再発の可能性について決定する際に AD 協定 3 条に挙げられた関連要素を検討しなければ、理にかなった結論に達することができず、AD 協定 11.3 条違反ということになるであろうが、AD 協定 3 条に従った損害の決定は 11.3 条では求められておらず、3 条のすべての要素が、11.3 条に基づく損害の存続・再発の可能性の決定に必ず関連するわけではない (7.333)。

先例によれば、調査当局がダンピングの存続・再発の可能性について決定する際に AD 協定 2 条に合致しない方法で算定したダンピング・マージンに依拠している場合には、その 2 条との不整合は可能性の決定にとってもマイナス評価となるが、それは、そのようなダンピングの決定に依拠することによって、調査当局はダンピングの存続・再発の可能性について理にかなった適切な結論に達するのに十分な事実に基づいて可能性の決定を行っていないことになるからである (7.335)。ダンピングと損害は異なるものであるが、損害についても [ダンピングの場合と] 同様に考えるべきであり、サンセットレビューにおいて調査当局が AD 協定 3 条に合致しない損害の決定をし、損害の存続・再発の可能性について決定する際にそのような損害の決定に依拠している場合には、その 3 条との不整合は可能性の決定にとってもマイナス評価となる (それは、そのような損害の決定に依拠することによって、調査当局は損害の可能性について理にかなった適切な結論に達するのに十分な事実に基づいて可能性の決定を行っていないことになるからである) (7.337)。存続・再発の可能性の決定について、ダンピングの場合と損害の場合とで異なる考え方をすべきことを支持する基礎となるものは AD 協定 11.3 条の文言には見られない (7.337)。したがって、問題は、損害の存続・再発の可能性についての決定に際して EU が行った損害の決定において AD 協定 3 条との不整合があったことを中国が立証しているかどうかである (7.338)。

(5-b) 損害の調査におけるサンプリング : AD 協定 3.1 条、6.10 条、17.6 条(i)、GATT 6 条 1 違反の主張 (paras 7.341-7.391)

サンプル抽出手続：損害を調査するためのサンプル抽出手続に関して AD 協定 3.1 条が調査当局に義務を課していることを中国は立証していない (7.373)

サンプルの代表性：AD 協定 6.10 条は、損害を決定するためのサンプル抽出手続には適用されないため、サンセットレビューにおけるサンプリングに関して AD 協定 6.10 条に基づく中国の主張を斥ける (7.382)。AD 協定 6.10 条は損害調査におけるサンプリングに関して法的な条件を課していないため、サンプルの代表性については検討する必要がない (7.383)。また、サンプリングが AD 協定違反であれば、そのようなサンプリングに基づく損害の評価は AD 協定 3.1 条、GATT 6 条 1 に違反することになると中国が主張しているとすれば、その主張も斥ける (7.383)。AD 協定 3.1 条違反を独立に主張しているのだとしても、EU の損害の決定が十分に代表的でないサンプルに基づくものとして 3.1 条に合致していないと結論づけることはできない (7.383, 7.385)。サンプル対象企業による生産割合が比較的小さいことそれ自体は、サンプルが十分に代表的でないことを示すものではなく、当該調査におけるすべての関連事実・状況に照らして判断するしかない (7.387)。初回調査においてもサンセットレビューにおいても、EU が抽出した EU の生産者のサンプルが国内産業を代表していないことを中国は立証していない (7.388)。

PCN 方法：中国の主張の前提は、EU が極めて広く不正確な PCN 分類システムを用いているということであるが、パネルは既に EU の PCN 方法が AD 協定 2.1 条にも GATT 6 条 1 にも違反しないと判断している (7.390)。

初回調査における損害調査のためのサンプル抽出手続において EU が AD 協定 3.1 条、6.10 条、17.6 条(i)、GATT 6 条 1 に違反したこと、また、サンセットレビューにおける損害 (の可能性) の調査のためのサンプル抽出手続において EU が AD 協定 11.3 条に違反したことを中国は立証していない (7.391)。

(5-c) 初回調査における中国とベトナムからの輸入の累積的評価：AD 協定 3.3 条違反の主張 (paras 7.392-7.405)

AD 協定 3.3 条は、「競争の状態」に照らして累積的評価が適切かどうかを決める際に考慮すべき特定の要素を示しておらず、調査当局は異なる国からの輸入量が同様であること等を立証しなければならないという中国の見解を支持する文言は含まれていない (7.404)。初回調査において中国とベトナムからの輸入の影響を累積的に評価したことで EU が AD 協定 3.3 条に違反したことを中国は立証していない (7.405)。

(5-d) 損害の指標の評価：AD 協定 3.1 条、3.2 条、3.4 条、6.10 条、17.6 条(i)、GATT 6 条 1 違反の主張 (paras 7.406-7.463)

レビュー規則：EU がサンセットレビューにおいて初回調査とは異なる国内産業の定義をすることを妨げる AD 協定上の義務を、中国は示していない (7.423)。損害の評価のために EU が依拠した情報源・データについて EU が AD 協定 3.4 条に違反したという中国の主張

を斥ける (7.428)。一部の指標について、EU の報告が短いことは不十分であることを意味するものではない (7.430, 7.431)。サンセットレビューにおける損害の決定の脈絡で、関連する経済的要因・指標の評価において EU が AD 協定 3.4 条に違反したことを中国は立証していない (AD 協定 3.1 条、11.3 条についても同様) (7.432)。

確定規則：初回調査における損害の評価のために EU が依拠した情報源・データについて EU が AD 協定 3.4 条、3.1 条に違反したという中国の主張を斥ける (7.437)。初回調査における産業の状態に関係を有するすべての経済的要因・指標の評価に際して EU が AD 協定 3.4 条に違反したことを中国は立証しておらず、したがって、AD 協定 3.1 条、3.2 条違反もない (7.463)。

(6) 因果関係 (paras 7.464-7.541)

レビュー規則 [EU の生産者の構造的不効率、インド・インドネシア等の第三国からの輸入、需要の減少と消費パターンの変化、他の要因の影響を評価していないこと]：ダンピング輸入以外の要因であって、国内産業に対して同時に損害を与えていることが知られている要因を検討しなかったこと、また、これらの他の要因による損害の責めをダンピング輸入に帰したことにより、EU が AD 協定 3.5 条に違反したことを中国は立証しておらず、したがって、AD 協定 3.1 条違反も立証していない (7.517)。その結果として、ダンピング輸入がサンセットレビュー調査期間中も続けて損害をもたらしているとの決定に (少なくとも部分的に) 基づいて損害の存続・再発の可能性があると判断したことで EU が AD 協定 11.3 条に違反したことを中国は立証していない (7.517)。

確定規則 [輸出販売、輸入割当、消費パターンの変化と需要の減少、為替変動、知られている他の要因を取り上げていないこと]：確定規則についても同様に、EU による AD 協定 3.5 条 (および 3.1 条) 違反を中国は立証していない (7.541)。

(7) 手続上の問題 (paras 7.542-7.898)

(7-a) 市場経済待遇・個別待遇申請書への回答のために少なくとも 30 日の期間を与えなかったこと：AD 協定 6.1.1 条、加盟議定書 15 条(a)(i)違反の主張 (paras 7.543-7.560)

市場経済待遇・個別待遇の申請のために、中国の輸出生産者は初回調査の開始通知から 15 日の期間が与えられた (7.547)。これらの申請書が AD 協定 6.1.1 条にいう「質問書」にあたるかどうかの問題である (7.548)。ファスナー事件のパネル報告が述べるように (7.549-7.553)、これらの申請書は AD 協定 6.1.1 条にいう「質問書」ではなく、EU は同条に違反していない (7.554)。加盟議定書 15 条(a)(i) [関連産業で市場経済原理が機能していることを生産者が示すことができれば、WTO 加盟国は、価格の比較を行う際に中国の価格を用いなければならない]が、中国の主張とどのように関連するのか理解しかねる (7.557)。中国が指摘する作業部会報告 para 151 に中国の主張に関わる記述があるが、para 151 は EU

その他の WTO 加盟国を拘束しない (7.559)。加盟議定書 15 条(a)(i)の下では、15 日の期間に関する中国の主張には法的根拠がない (7.560)。

(7-b) 証拠を速やかに入手できるようにしなかったこと：AD 協定 6.1.2 条違反の主張 (paras 7.561-7.588)

AD 協定 6.1.2 条は、調査に参加している他の利害関係者が [1 利害関係者が提出した] 証拠を速やかに (promptly) 入手できるようにする義務を調査当局に課している (7.572)。

サンプル対象の EU の 4 生産者からの損害質問書への秘密でない回答：AD 協定 6.5 条に照らせば、AD 協定 6.1.2 条は、証拠を開示した場合に秘密の情報が開示されることになり得ることについて調査当局が正当な懸念をもつ状況においても、その証拠を速やかに入手できるようにすることを調査当局に求めているものと解することはできない (7.579)。秘密でない回答を入手できるようにすることによって秘密の情報が開示される結果となり得るかどうかを決める間、EU はそれを入手できるようにするのを遅らせることができ、したがって、EU が関係企業に問い合わせをしていた期間の遅延は、証拠を速やかに入手できるようにしなかったことを意味しない (7.582)。3 社からの回答について、秘密の情報が開示される結果とならないことを確認してから入手できるようになるまでの期間 (9 日未満等) は、速やかに入手できるようにしていないとするような遅延ではない (7.582)。AD 協定 6.1.2 条を遵守するためには情報を即座に (immediately) 入手できるようにしなければならないわけではなく、当該手続の脈絡で理解しなければならず、数か月に及ぶ手続の脈絡では (その間、証拠の入手後に、当事者は調査に参加する多くの機会がある)、本事件における遅延は AD 協定 6.1.2 条違反にはあたらない (7.583)。H 社については、当初の回答が技術的な理由で読むことができず、プリントされた回答が提出されてからそれを入手できるようになるまでの期間は (週末を含めて) 4 日であり、この手続の脈絡において、それは AD 協定 6.1.2 条違反にはあたらない (7.584-7.585)。

サンプル対象の EU の 5 生産者からの質問書への秘密でない回答：中国は、5 生産者が回答を提出していないことを証明するものを EU が提出することを求めているが (7.587)、AD 協定 6.1.2 条は「書面によって提出した証拠」を他の利害関係者が速やかに入手できるようにすることを求めているのであって、何も調査当局に提出されていない場合には、入手できるようにすべきものがなく、6.1.2 条違反はあり得ない (7.588)。

(7-c) 情報を閲覧する機会を適時に与えなかったこと：AD 協定 6.4 条、6.2 条違反の主張 (paras 7.589-7.660)

サンセットレビュー (7.606-7.657) [EU の生産者のサンプル、EU の全生産者の生産・販売に関する改訂データ等、類似国の選択、サンプル対象の EU の 5 生産者からの質問書への回答に関する情報]：いずれについても中国の主張を斥ける (7.657)。

初回調査 (7.658-7.660) [苦情申立人等に関する情報]：中国の主張を斥ける (7.660)。

(7-d) 情報の秘密扱い：AD 協定 6.5 条、6.5.1 条、6.5.2 条、6.2 条違反の主張 (paras 7.661-7.807)

初回調査 (7.677-7.750) [苦情申立人名等の秘密扱い、EU の生産者のサンプル抽出のために用いた方法・データに関する情報等]：一部の情報について、秘密の情報を提出した者が、当該情報の秘密でない要約を提出するように確保しなかったこと等により、EU は AD 協定 6.5.1 条、6.5 条に違反した (7.709, 7.743-7.745)。それら以外については、中国は EU の AD 協定違反を立証しておらず、AD 協定 6.2 条に基づく中国の主張の一部については、訴訟経済の考慮から判断を控える (7.750)。

サンセットレビュー (7.751-7.807) [EU 生産者名の秘密扱い、サンセットレビュー請求で提供された情報、類似国の見解等]：一部の情報について、秘密の情報を提出した者が、当該情報の秘密でない要約を提出するように確保しなかったこと等により、EU は AD 協定 6.5.1 条、6.5 条に違反した (7.763, 7.771, 7.785, 7.789)。それら以外については、中国は EU の AD 協定違反を立証しておらず、AD 協定 6.2 条に基づく中国の主張の一部については、訴訟経済の考慮から判断を控える (7.807)。

(7-e) 知ることができた事実の不適用：AD 協定 3.1 条、6.8 条違反の主張 (paras 7.808-7.821)

AD 協定 6.8 条は許容の表現 (may) を用いていることからしても、仮に関係生産者が誤った情報を提供したり調査を妨げたりする場合であったとしても、知ることができた事実
に依拠することを EU に求めるものではない (7.816)。レビュー規則において、知ることが
できた事実を適用しなかった点で EU が AD 協定 6.8 条、3.1 条に違反したことを中国は立
証していない (7.821)。

(7-f) 重要な検討対象事実の不通知：AD 協定 6.9 条違反の主張 (paras 7.822-7.834)

EU が確定規則 (案) の修正部分を開示したことだけでは、AD 協定 6.9 条に従ってコメ
ントのために十分な時間的余裕を与える義務を発生させるわけではない (7.831)。初回調査
における追加最終開示文書に対するコメントのために与えた時間に関して EU が AD 協定
6.9 条に違反したことを中国は立証していない (7.834)。

(7-g) 十分に詳細な説明の欠如：AD 協定 12.2.2 条違反の主張 (paras 7.835-7.898)

レビュー規則 [EU 生産者のサンプルの決定、苦情申立人名等の秘密扱い、マクロ経済損
害指標の評価に関する決定、サンプルの代表性に関する数字の差、サンセットレビュー調
査期間中に同種の製品の生産を止めたサンプル対象の EU 生産者のデータ、PCN の再分類、
ダンピング・マージンの計算、関係当事者の論証を却下する理由の不提供]

確定規則 [EU 生産者のサンプルの決定、苦情申立人名等の秘密扱い、マクロ経済損害指

標の評価に関する決定、供給者名、特殊運動靴（STAF）の価格区分、受け取った市場経済待遇質問書の数、ダンピング・マージンの計算、関係当事者の論証を却下する理由の不提供]：供給者の数に関連して、中国は、EU がサンプル対象の生産者名のみを情報として提供し、対象外の協力的生産者名を提供していないことを問題とするのに対して、EU は、賦課される AD 税がこれらの企業を個別的に特定することを求めていることに特に鑑みても、情報として提供するには詳しすぎるとする（7.883-7.884）。既に確認したように AD 基本規則 9 条 5 に従った国単位の AD 税の賦課は AD 協定 6.10 条、9.2 条に違反する以上、EU がサンプル対象外の協力的な中国の輸出者／生産者名を公表しないことを国単位の AD 税賦課で正当化しようとしている限りにおいて、それは AD 協定 12.2.2 条を遵守しているというには不十分である（7.885）。しかしながら、協力的なすべての中国の輸出者／生産者名の完全なリストが、どのような意味で調査当局にとって重要なものであり、AD 税の賦課につながるのかは、パネルには分からない（7.885）。AD 協定 12.2.2 条は、手続全体におけるすべての事実や考慮を詳しく開示することを求めている（7.885）。

レビュー規則・確定規則について中国が提起するいずれの問題に関しても、適切な説明を行わなかったことにより EU が AD 規則 12.2.2 条に違反したことを中国は立証していない（7.898）。

（8）AD 税の賦課と徴収：AD 協定 3.1 条、3.2 条、9.1 条、9.2 条、17.6 条(i)違反の主張（paras 7.899-7.933）

AD 協定 9.1 条の文言から明らかなように、レッサー・デューティーの賦課は「望ましい」のであって、義務ではない（7.924）。AD 協定 3.1 条は、損害を除去するのに十分な AD 税額の計算について、特定のアプローチを求めるものではない（7.927）。AD 協定 3.1 条を含む 3 条の要件に従った損害の決定は、確定的 AD 措置を課す WTO 加盟国の権利の発生のために必要な条件の 1 つであり、レッサー・デューティーを課すという選択肢は、AD 調査のこの段階を終え、AD 税を賦課できると加盟国が判断した場合に初めて生ずるものである（7.928）。レッサー・デューティーの額の決定という問題は、AD 税を課す権利がある場合にのみ生ずるのであり、したがって、AD 協定 3.1 条は、レッサー・デューティーの計算のための指針を提供するものとまで考えることはできない（7.928）。AD 協定 3.2 条も、「価格が著しく押し下げられている」かどうか等について調査当局が検討する際の特定の方法を指示するものではない（7.929）。「適正な額」の AD 税の徴収を求める AD 協定 9.2 条は、AD 税の差別的な徴収を禁止するものと理解されているが、中国は、レッサー・デューティーの率に関して EU が中国とベトナムを差別していると主張する（7.930）。しかしながら、EU が、自らが「適正な額」と決定したものを、ダンピングされ、かつ、損害を与えていると認定された「すべての輸入源」（中国とベトナム）からの輸入について徴収したことについては争いが無い（7.931）。異なる源からの輸入について課される AD 税率が異なることは、AD 協定 9.2 条違反とならないどころか、むしろ期待されていることである（7.931）。既に

確認したように、中国が援用する AD 協定の規定は、レッサー・デューティーの決定について何らかの要件を課すものではないので、中国が援用する指標（中国よりもベトナムからの輸入のほうが EU の産業にもたらしている損害が大きいにもかかわらず、レッサー・デューティーの率は中国のほうが高いことを示すという指標）は、中国からの輸入に課される AD 税がベトナムからの輸入に課される AD 税よりも低くあるべきことを示すものではない（7.932）。中国からの輸入に課される AD 税の賦課と徴収において EU が AD 協定 3.1 条、3.2 条、9.1 条、9.2 条、17.6 条(i)に違反したことを中国は立証していない（7.933）。

（9）結果としての AD 協定 1 条、18.1 条違反の主張（paras 7.934-7.935）

中国は、レビュー規則と確定規則のそれぞれについて、AD 協定のさまざまな規定の違反の結果としての AD 協定 1 条、18.1 条違反を主張する（7.934）。しかしながら、中国は、この問題について特段の議論を示しておらず、既に行った詳しい判断に照らせば、結果としての違反の主張について判断する必要はない（7.935）。また、本事件のレビュー規則と確定規則は既に終了しており、これらの主張についての判断が実施に対して影響を及ぼすこともないので、パネルは、結果としての AD 協定 1 条、18.1 条違反の主張に関しては、訴訟経済を考慮して判断を控える（7.935）。

（II）結論と勧告（paras 8.1-8.12）

（A）結論

EU の先決的抗弁について：[略]（8.1）

違反あり：[略]（8.2）

違反なし：[略]（8.3）

訴訟経済の考慮から判断しない：[略]（8.4）

（B）勧告

AD 協定、WTO 協定、GATT の規定に EU が違反した限りにおいて、中国の利益の無効化・侵害がある（8.5）。EU は、2011 年 3 月 31 日に本事件の AD 措置が終了したことから、パネルが DSU 19.1 条に従った勧告をしないように求める（8.6）。本事件で争われた措置（レビュー規則と確定規則）が終了した状況において、DSU 19.1 条に基づいて、終了した「当該措置を〔関連協定に〕適合させるよう勧告する」根拠はない（先例でもそのようなアプローチが取られている）（8.7）。したがって、パネルが勧告することができるのは AD 基本規則 9 条 5 についてのみであり、AD 協定、WTO 協定、GATT の規定に違反しているこの措置を、EU がこれらの協定上の義務に従った措置にするように勧告する（8.8）。中国は、AD 基本規則 9 条 5 を撤回するように DSB が EU に求めることをパネルが勧告するよう要請する（8.9）。DSU 19.1 条に従って、パネルは、対象協定違反と判断された加盟国に対し当該

措置を当該協定に適合させるよう「勧告する (shall recommend)」ことに加えて、その勧告を実施し得る方法を「提案することができる (may suggest)」のであり、パネルは、提案することを求められるわけではない (8.10)。これまでのパネルが強調してきたように、DSU 23.1 条は、勧告を実施する手段について決定する権限を、第 1 次的には、違反認定された加盟国に与えており、本事件でも、パネルの勧告の実施に関して提案することが適切であるとは考えられず、この点に関する中国の要請を斥ける (8.12)。

Ⅲ 考 察

(1) AD 基本規則 9 条 5 の「それ自体」の AD 協定違反について

パネルは、同じ争点についてパネルが AD 協定違反ありとしたファスナー事件の上級委員会報告を待つべきという EU の提案を受け入れずに判断を行い、結論としては、その時点で参照できたファスナー事件のパネル報告と同様に、EU の AD 基本規則 9 条 5 が、それ自体で AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致しないとされた (9.3 条、9.4 条については訴訟経済の考慮から判断しない)。EU が、上級委員会報告を待ったほうが (結果としては) 迅速な紛争解決につながると主張するのに対し、中国がそれに反対した理由が不明確であるが、パネルが「上級委員会の決定を待つよりも実効的で効率的なやり方である ([T]his is a more effective and efficient course of action than to await a decision from the Appellate Body, ...)」と言う時に (7.83)、何がどのような意味で実効的であり、効率的であるのか、まったく不明確であり、適切な対応であったかどうかについて疑問が残る。(なお、結論としては、その後に出されたファスナー事件の上級委員会報告は、AD 基本規則 9 条 5 それ自体の AD 協定違反を確認している。)

(2) AD 基本規則 9 条 5 の「それ自体」の GATT 1 条 1 違反について

他方で、GATT 1 条 1 については、ファスナー事件の上級委員会報告は、違反ありというパネルの認定 (本事件のパネル報告も同じ結論) を取り消している。上級委員会によれば、GATT 6 条が、通常であれば GATT (1 条 1 を含む) 違反となり得る AD 税の賦課を認めている以上、GATT 1 条 1 違反の有無の決定に先行して、AD 税が GATT 6 条に適合的に課されているかという問題を扱うべきであるが (para 392)、パネル設置要請において中国は GATT 6 条に基づく主張を提起しておらず、パネル手続でも議論されていない (para 394)。それにもかかわらずパネルは、先行問題 (GATT 6 条適合性) を扱うことなく GATT 1 条 1 違反を認定しており、法的分析の流れの中の重要な 1 ステップを飛ばしている (para 395)。

また、続けて上級委員会は、AD 基本規則 9 条 5 がそれ自体で AD 協定 6.10 条、9.2 条に合致しないとされたパネルの認定を既に支持していることから、GATT 1 条 1 についての判断は本紛争の解決には必要ないと付言している (para 397)。この点は首肯でき、本事件のパネル報告も度々言及する訴訟経済という観点からも、パネル (ファスナー事件および本事件)

が判断をする必要のなかった問題であるように思われるが、これも上級委員会手続における差戻し権限の欠如に起因するものなのかもしれない。

(3) レビュー規則・確定規則に関する主張について (II-E)

非市場経済国(中国)に固有の問題のみならず、一般的な射程をもつAD協定上のさまざまな問題もパネル報告では扱われている。もっとも、それ自体でAD協定に違反していたとしたAD基本規則を初回調査で適用することは当然にAD協定違反となつた点以外で、パネルが違反認定をしたのは、市場経済待遇を与えた中国の生産者(Golden Step)についての正常価額の決定にあたって、AD協定2.2.2条で求められているはずの上限の算定をEUが行っていない点や、秘密の情報を提供した利害関係者について、AD協定6.5.1条で求められている「当該情報の秘密でない要約を提出するよう要請する」ことをEUの調査当局が行っていない点といった、それほど争いがないと思われる点のみである。また、中国が主張したレッサー・デューティーの賦課における損害と税率の逆転現象の問題(中国よりもベトナムからの輸入のほうがEUの産業にもたらしている損害が大きいにもかかわらず、EUが課すレッサー・デューティーの率は中国のほうが高いという問題)は、確かに差別的な感は否めないが、これをAD協定違反とした場合、「ならば、そもそもレッサー・デューティーを採用せず、ダンピング・マージンをもってダンピング防止税の額とする」という反応が予想され、AD協定9.1条が「望ましい」と定めている措置(レッサー・デューティー)を抑制する機能をもつことになり、本末転倒な事態になりかねないという問題を抱えている。いずれにせよ、レビュー規則・確定規則は、パネル報告が出された時点では既に終了していたという事情もあり(したがって、DSU19条に基づいて、当該措置を関連協定に適合させるよう勧告されることもなかった)、本パネル報告の意義は限定的であると言えよう。

(4) 「非市場経済国」問題

AD基本規則それ自体でのAD協定違反を認定した本パネル報告(むしろ、ファスナー事件の上級委員会報告)の実施として、EUは、2012年6月30日にAD基本規則の改正(Regulation (EU) No 765/2012)を採択した。ファスナー事件の上級委員会報告は、複数の輸出者がAD協定6.10条、9.2条の目的において単一の輸出者を構成することを調査当局が示すことができれば、複数の輸出者に対して単一のダンピング・マージンおよび単一のダンピング防止税を決定することは妨げられず、それがAD協定6.10条、9.2条に合致するかどうかは、複数の輸出者が(法的には別個であるが)単一の存在とみなすべき関係にあることを示す状況の存在にかかると述べ、そのような状況の例として、(i)輸出者同士の間における組織的・構造的な結びつきの存在、(ii)当該国と輸出者との間における組織的・構造的な結びつきの存在、(iii)価格設定・生産高に関する当該国の管理や実質的な影響を挙げつつ、EUの個別待遇テストの機能はこのような[状況の存在を示す]ものではないと指摘していた(para 376)。EUの改正規則は、前文でこのような上級委員会報告に言及しつつ、各供給

者についてダンピング防止税を定めるという原則に対する例外として、個別待遇テストに代えて、「供給者は、法的には他の供給者または当該国と別個であっても、ダンピング防止税を特定する目的においては単一の存在とみなすことができる。[この規則の]適用にあたっては、供給者と当該国との間または供給者同士の間における構造的・組織的な結びつきの存在、価格設定・生産高に関する当該国の管理や実質的な影響、および、供給国の経済構造等の要素を考慮することができる」と定めている。おそらくは、考慮要素の例として挙げられた最後のもの（供給国の経済構造）に着目してであろうが、中国は、この改正規則によってDSBの勧告・裁定を完全に実施したというEUの主張に異議を唱え、DSU 21条、22条に従った手続に中国とEUとの間で合意がなされている。

現段階でこのEUの改正規則に関連して指摘しておくべきことは、1つには、このようなダンピングに関する「非市場経済国」問題は、中国について言えば（遅くとも）2016年までであるが、ベトナムの場合は2018年末まで、2013年3月2日にWTOに加盟するタジキスタンの場合は加盟後15年間（Report of the Working Party on the Accession of the Republic of Tajikistan, WT/ACC/TJK/30, 6 Nov 2012, para 164）、続く可能性があり、もしばらくは、「非市場経済国」問題として、フォローしておく必要があるということである。もう1つは、仮にEUの改正規則がWTO法に適合するとされた場合、その適用・運用のされ方によっては、ダンピングに関する「非市場経済国」問題が、形式的にはその期限終了後も、単に名前を変えただけで実質的にはそのまま継続するという結果になりかねないということである。